

## 市税の内訳

(単位：千円)

項目	本年度当初 予算額	前年度当初 予算額
市民税	859,800	844,500
固定資産税	744,629	691,740
軽自動車税	18,100	17,600
たばこ消費税	114,000	108,000
電気税	105,000	105,000
木材引取税	500	1,000
特別土地保有税	727	1,045
入湯税	43,500	40,500
都市計画税	155,520	142,460
合計	2,041,776	1,951,845

- ・村センター建設事業費補助金
- ・種苗生産施設整備事業費補助金
- ・通漁港修築事業（北沖防波堤工事）
- ・湊漁港改修事業（妙見防波堤工事）
- ・通漁港海岸保全事業（西町護岸工事）
- ・漁村環境整備事業（湊漁港駐車場整備工事）
- ◇商工費
  - ・三徳四、九〇〇万円
  - ・物産観光会館（仮称）建設工事
  - ・青海島を紹介する、エコー葉書十万枚発売費
  - ・国民保健温泉地施設整備事業（休憩所及びトレミ説明板設置工事）
  - ・王子山公園公衆便所建設工事
  - ・観光施設説明板設置工事
  - ◇土木費
    - ・八億一、五八一万円
    - ・市道補修工事
    - ・市道改良事業（真弓の木線改良工事）
- ・市道改良及び舗装工事
- ・湯町地区急傾斜地崩壊対策工事
- ・尻無川改修工事
- ・公共下水道建設事業
- ・街路堤尻前角新設事業（立体交差工事）
- ・長門市駅南土地地区画整理事業
- ・市内排水路改良工事
- ・白ハゲ山公園（仮称）基本計画作成業務委託料
- ・小浜市営住宅建設工事
- ◇消防費
  - ・二億六一八万円
  - ・消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車購入費
  - ・防火水槽設置工事
  - ◇教育費
    - ・九億四、一五四万円
    - ・仙崎小学校校舎建設工事
    - ・深川中学校屋内運動場渡り廊下建設工事
    - ・文化財説明板設置工事
    - ・赤崎山薬機敷補修工事
    - ・俵山中学校グラウンド夜間照明施設設置工事

目的別歳出の推移（昭和53年度～昭和56年度までは決算額、昭和57年度は最終予算額、昭和58年度は当初予算額）

年度	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	農林水産業費	その他	総額
昭和53年度								総額47億9,215万円
54年度								総額55億7,752万円
55年度								総額64億3,973万円
56年度								総額63億2,597万円
57年度								総額67億8,074万円
58年度								総額71億992万円

### ◇資格の取得と手続き◇

こんなとき	手続	いつまで
70歳になったとき	保険証と印かんを添えて、市福祉事務所又は各支所に届出る。	70歳に到達後すみやかに。（それ以前でもよい。）
転入したとき	同上	14日以内に
転出するとき	「健康手帳」と「印かん」を添えて、市福祉事務所又は各支所に届出る。	転出する前に
死亡のとき	死亡した者の「健康手帳」を添えて、市福祉事務所又は各支所に届出る。	14日以内に
市内で居住地を変更したとき	「健康手帳」と「印かん」を添えて、市福祉事務所又は各支所に届出る。	14日以内に
医療保険の加入資格・変更・喪失	「健康手帳」と「印かん」「保険証」を添えて市福祉事務所又は各支所へ届出る。	すみやかに
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	国民年金証書又は、身体障害者手帳と保険証を添えて市福祉事務所又は各支所へ申請する	寝たきりになったとき

## 健康手帳の交付を受けられましたか

二月一日から老人保健法が施行され、七〇歳以上の方（ねたきり等の方は六十五歳以上）は被用者・保険の本人も医療機関で受診される際には「健康手帳」が必要です。まだ「健康手帳」をお持ちでない方は、至急市福祉事務所へ印鑑、保険証を持参して健康手帳の交付を受けてください。

「健康手帳」をお持ちでない、医療機関に迷惑をかけることとなります。

老人医療を受けるには次の条件に該当する必要があります。

- ①年齢が七〇歳以上であること。
  - ②市内に居住していること。
  - ③医療保険に加入していること。
- ※所得の制限はありません。

### お医者さんのかかり方

必ず「健康手帳」と「保険証」を窓口に表示して診療を受けてください。

◇一部自己負担金が必要です。

- ・外来受診………毎月四〇〇円
- ・入院………一日三〇〇円（二か月間のみ）ただし、被保険者本人は五〇日間。

### 医療費の支給について

次のような場合は、かかった医療費は一時本人が立て替え払い、あとで市福祉事務所に請求して払い戻しを受けることになります。

①旅行中など緊急やむを得ない事情で「健康手帳」の提示ができなかった場合。

②骨折、脱臼などで柔道整復師の手当を受けたとき、または保険医の同意を得て、あんま、はり、灸などの治療を受けたとき。

③コルセットなどの治療用具を購入したとき。

④基準看護でない病院へ入院していて、病気がとくに重症で、付き添い看護の者を雇ってその費用を支払ったとき。

※詳しくは、市福祉事務所庶務係へおたずねください。

☎ 2111 内線273

